

令和6年(2024年)

# 秋の交通安全 秋民総ぐるみ運動

9月21日(土) → 9月30日(月)

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

右・左・右!

横断前に  
安全確認!

自転車は  
ヘルメット着用!

横断歩道は  
歩行者優先!

## 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

泉地区交通安全協会・泉警察署



## 歩行者のみなさん

### 反射材やLEDライトの着用を!

夕暮れ時や夜間は  
ドライバーに  
早く見つけてもらう  
工夫をしましょう。

※白などの明るい色の  
服装も効果的!



できるだけ信号機のある  
横断歩道を利用しましょう。



青信号になっても  
右・左折車に注意!  
車の動きをよく見て  
横断しましょう。

信号のない道路を渡る時は、  
車の流れが完全に途切れてから  
横断しましょう。

接近してくる車との距離を  
見誤ると危険です。



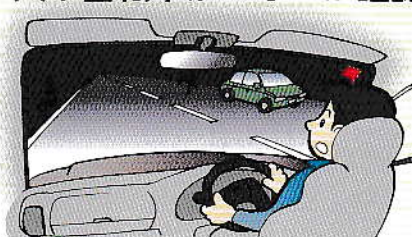
通り過ぎた車の  
すぐ後ろから横断しない!

## ドライバーのみなさん

### 日没30分前からライト点灯を!

自車の存在を  
早く知らせることで、  
他車や歩行者等に  
慎重な行動を促すことが  
できます。

ライトに照らされていない場所に  
人や自転車がいないか確認しましょう。



特に右側から  
横断してくる  
歩行者に注意を!

### 全ての席でシートベルトを着用!

こどもには、体に合ったチャイルドシートを  
正しく着用させましょう。



一人ひとりが

知らせよう!

「ライト」を「よ」と「光」らせて

## 自転車利用者のみなさん

### 暗くなる前に 必ずライト点灯を!

自分は周りが見えていても、  
ドライバーや歩行者が  
自分に気づいて  
いないかもしれません。

※自転車の側面には  
反射材をつけましょう。



### 守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と  
一時停止を守って、  
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和6年5月24日公布  
改正道路交通法

令和6年11月23日までに施行

「酒酔い運転」に加え、  
自転車の  
「酒気帯び運転」も  
罰則対象に



#### 酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役  
または50万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転を  
幫助した者にも  
罰則が適用されます。

自転車運転中の  
携帯電話使用等に罰則



#### 携帯電話使用等の禁止

走行中、携帯電話等を手で持って  
通話したり、画像を注視すると、  
携帯電話使用等(保持)  
罰則 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し  
交通事故を起こすなどすると、  
携帯電話使用等(交通の危険)  
罰則 1年以下の懲役  
または30万円以下の罰金

新しいモビリティは、区分に応じた交通ルールを守って乗りましょう。

特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード」)や、  
ペダル付き原動機付自転車(いわゆる「モベット」)は、  
自転車ではありません。

車体の大きさや構造に応じた車両区分の  
保安基準を満たしているかを  
確認しましょう。

- (共通の義務)
- ナンバープレートを取得・表示!
  - 自賠責保険等に参加!
  - 乗車用ヘルメット着用!
- ※電動キックボードは努力義務



電動キック  
ボードは、  
16歳以上!  
車道通行が原則

モベットは、  
免許が必要!  
車道通行!

### 根絶! 飲酒運転

飲酒運転者はもちろん、飲酒した人に  
車を貸す等の行為をした人も厳罰です。

